

令和6年度（4月入学 日本人学部生用）
入学料免除・徴収猶予及び前期授業料免除申請のしおり

【対象】申告番号②・④～⑩を選択した者

【目次】

I. 対象者

1. 入学料免除・徴収猶予
2. 授業料免除

II. 選考方法

III. 免除申請に係る収入限度額の目安

IV. 申請手続き

V. 提出書類

VI. 申請書の作成における注意事項

VII. 申請にあたっての注意事項等

VIII. 免除判定の時期及び結果確認方法

IX. 一部免除又は不許可の場合の入学料・授業料の納付

X. 個人情報の取扱い

XI. 免除申請に係るFAQ

XII. 提出前セルフチェックリスト

※高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」という。）は、入学料免除・授業料免除と、給付奨学金がセットになった制度です。

※新制度での免除申請を希望する者は、給付奨学金も申請する必要があります。申請手続き等の詳細は『入学ガイドブック補足資料4「奨学金制度について」』で確認してください。

※次ページの申告番号で「⑥・⑦・⑨・⑩」を選択した者は、新制度と本学独自制度（以下「独自制度」という。）の両方の判定結果を比較し、申請者にとってより有利な判定結果を適用します。

「入学ガイドブック補足資料3【入学料免除・入学料徴収猶予、授業料免除申請書類一覧】」(抜粋)

下表を参照し、該当する書類を準備してください。

申告 番号	本学独自の 免除制度	対象者	現在の状況		学生が準備（提出）するもの
②	×	修学支援新制度 認定済み	給付奨学金： 決定者	支援区分：第Ⅱ区分 支援区分：第Ⅲ区分 「入学料徴収猶予 (入学料の納付延期) 希望者」	【1年次生】 ・採用候補者決定通知（コピー） ・A様式1（申請書） ・入学料徴収猶予申請書 ・所得に関する証明書類（1セット） 【3年次編入生】 ・奨学生番号、現在の支援区分が分かるもの (例：奨学生証（コピー）、スカラネット・パーソナルの画面等) ・A様式1（申請書） ・入学料徴収猶予申請書 ・所得に関する証明書類（1セット）
④		修学支援新制度在 学採用申請予定者	給付奨学金：大 学入学後（4月 以降）申請する 者	「入学料徴収猶予 (入学料の納付延期) 希望者」	・A様式1（申請書） ・入学料徴収猶予申請書 ・所得に関する証明書類（1セット）
⑤	○	経済的理由 修学支援新制度の 対象外（進学要件 以外）者 修学支援新制度の 対象外（進学要件） 者（多浪生 枠）	給付奨学金： 決定者	「入学料徴収猶予 (入学料の納付延期) 希望者」 「入学料徴収猶予 (入学料の納付延期) 希望者」 授業料免除	【入学料徴収猶予申請者】 ・入学料徴収猶予申請書 ・所得に関する証明書類（1セット） ・要件外確認書 注）加えて、給付奨学金の申請資格の一つである「大学入学までの期間」要件を満たしていない者（多浪生）のみ授業料免除の申請可 【授業料免除申請者（多浪生）】 ・授業料免除申請書 ・所得に関する証明書類（1セット） ・要件外確認書
⑥		修学支援新制度在 学採用申請予定者 ＋ 災害枠 修学支援新制度在 学採用申請予定者 ＋ コロナ枠	給付奨学金：大 学入学後（4月 以降）申請する 者	全壊 大規模半壊 半壊又は床上浸水 「入学料徴収猶予 (入学料の納付延期) 希望者」＋授 業料免除 コロナ感染症による家計急変 (授業料免除のみ)	【共通】 ・A様式1（申請書） 【災害枠】 ・災害枠入学料免除申請書及び災害枠授業料免除申請書 ・罹災証明書（コピー可） ・写真貼付台紙に被災状況写真3枚程度貼付（1セット） 注）半壊又は床上浸水被害の者は上記書類に加えて、 ・入学料半壊等家計審査調査及び授業料半壊等家計審査調査 ・所得に関する証明書類（1セット） 【コロナ枠】 ・入学料徴収猶予申請書（徴収猶予申請希望者のみ） ・コロナ枠授業料免除申請書 ・所得に関する証明書類（1セット）
⑦	○	修学支援新制度認 定済み ＋ 災害枠 修学支援新制度認 定済み ＋ コロナ枠	給付奨学金： 決定者	第Ⅱ区分 第Ⅲ区分 「入学料徴収猶予 (入学料の納付延期) 希 望者」＋授業料免除 コロナ感染症による家計 急変 (授業料免除のみ)	【共通】 ・A様式1（申請書） 【災害枠】 ・災害枠入学料免除申請書及び災害枠授業料免除申請書 ・罹災証明書（コピー可） ・写真貼付台紙に被災状況写真3枚程度貼付（1セット） ・採用候補者決定通知（コピー） 注1）3年次編入生は「採用候補者決定通知」に代えて、 ・奨学生番号、現在の支援区分が分かるもの (例：奨学生証（コピー）、スカラネット・パーソナルの画面等) 注2）半壊又は床上浸水被害の者は上記書類に加えて、 ・入学料半壊等家計審査調査及び授業料半壊等家計審査調査 ・所得に関する証明書類（1セット） 【コロナ枠】 ・入学料徴収猶予申請書（徴収猶予申請希望者のみ） ・コロナ枠授業料免除申請書 ・所得に関する証明書類（1セット）
⑧	○	修学支援新制度の 対象外者 ＋ 災害枠 修学支援新制度の 対象外者 ＋ コロナ枠	給付奨学金： 不採用者、 要件外者	全壊 大規模半壊 半壊又は床上浸水 「入学料徴収猶予 (入学料の納付延期) 希望者」＋授 業料免除 コロナ感染症による家計急変 (授業料免除のみ)	・災害枠入学料免除申請書及び災害枠授業料免除申請書 ・罹災証明書（コピー可） ・写真貼付台紙に被災状況写真3枚程度貼付（1セット） 注）半壊又は床上浸水被害の者は上記書類に加えて、 ・入学料半壊等家計審査調査及び授業料半壊等家計審査調査 ・所得に関する証明書類（1セット） ・入学料徴収猶予申請書（徴収猶予申請希望者のみ） ・コロナ枠授業料免除申請書 ・所得に関する証明書類（1セット）
⑨	○	学資負担者の死亡 等 (災害発生後1年 以内に限る)	災害発生後1年以内に、災害救助法が適用された自然災害で学資負担者が死亡（含行方不明）した場合 ※給付奨学金決定者（支援区分Ⅱ・Ⅲ）又は大学入学後（4月以降）申請予定者は、本しおりを確認して該当する書類を提出してください。		・A様式1（申請書） ・災害枠入学料免除申請書及び災害枠授業料免除申請書 ・死亡⇒学資負担者の死亡診断書等（コピー） ・採用候補者決定通知（コピー） 注）3年次編入生は「採用候補者決定通知」に代えて、 ・奨学生番号、現在の支援区分が分かるもの (例：奨学生証（コピー）、スカラネット・パーソナルの画面等)
⑩	○	学資負担者の死亡 等 (入学前1年以内 に限る)	入学前1年以内に、学資負担者の死亡、又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の被害を受けた場合 ※給付奨学金決定者（支援区分Ⅱ・Ⅲ）又は大学入学後（4月以降）申請予定者は、本しおりを確認して該当する書類を提出してください。		・A様式1（申請書） ・入学料免除・徴収猶予申請書及び授業料免除申請書 ・所得に関する証明書類（1セット） ・死亡⇒学資負担者の死亡診断書等（コピー） ・風水害等⇒写真貼付台紙に被害状況写真3枚程度貼付 ・採用候補者決定通知（コピー） 注）3年次編入生は「採用候補者決定通知」に代えて、 ・奨学生番号、現在の支援区分が分かるもの (例：奨学生証（コピー）、スカラネット・パーソナルの画面等)

I. 対象者

1. 入学料免除・徴収猶予

入学料免除・徴収猶予は、学生本人からの申請に基づき選考を行い、入学料免除は入学料の全額、2/3の額、半額、1/3の額又は1/4の額の納付が免除される制度で、入学料徴収猶予は入学料の納付が猶予される制度です。

※入学料徴収猶予は、入学料の納付期限を一定期間延期するものであり、免除ではありません。

(1) 一般枠【申告番号「②・④・⑤」】

1) 入学料徴収猶予

経済的理由（各種ローンや負債等の返済を除く。）により、納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀と認められる者

※【申告番号「②・④」】選択者は、新制度での入学料免除及び授業料免除を必ず申請してください。

(2) 災害枠（災害救助法適用）【申告番号「⑥・⑦・⑧」】

1) 入学料免除

入学料免除と入学料徴収猶予をセットで申請してください。

災害発生後1年以内に納付する入学料について、災害救助法が適用される災害で、申請者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が災害救助法適用地域に居住し、被災したことにより、入学料の納付が著しく困難と認められる者

2) 入学料徴収猶予

災害発生後1年以内に納付する入学料について、災害救助法が適用される災害で、学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、被災したことにより、納付期限までに入学料の納付が困難と認められる者

※公的機関発行の罹災証明書(全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水)により、学資負担者の家屋が損壊していることの証明が必要です。

※独立生計者の認定要件を満たす場合に限り、申請者本人所有の家屋が被災した場合も対象とします。

(3) 学資負担者死亡等枠（災害救助法適用）【申告番号「⑨」】

1) 入学料免除

入学料免除と入学料徴収猶予をセットで申請してください。

災害発生後1年以内に納付する入学料について、災害救助法が適用される災害で、学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、死亡・行方不明となったことにより、入学料の納付が著しく困難と認められる者

2) 入学料徴収猶予

災害発生後1年以内に納付する入学料について、災害救助法が適用される災害で、学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、死亡・行方不明となったことにより、納付期限までに入学料の納付が困難と認められる者

(4) 学資負担者死亡等枠（災害救助法適用外）【申告番号「⑩」】

1) 入学料免除

入学料免除と入学料徴収猶予をセットで申請してください。

入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は申請者本人若しくは学資負担者が風水害等の被害を受け、入学料の納付が著しく困難と認められる者

2) 入学料徴収猶予

入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は申請者本人若しくは学資負担者が風水害等の被害を受け、納付期限までに入学料の納付が困難と認められる者

※「入学前1年以内」とは、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間です。

2. 授業料免除

授業料免除は、学生本人からの申請に基づき選考を行い、授業料の全額、2／3の額、半額、1／3の額又は1／4の額の納付が免除される制度です。

(1) 修学支援新制度要件外枠【申告番号「⑤」】

日本人学部生で新制度の認定要件外となっている者のうち高等学校等を卒業した年度の翌年度の末日から大学に入学した日までの期間が2年を超えている者（多浪生）で、授業料の納付が著しく困難と認められる者

例：「○」2021年3月に高校を卒業し、2024年4月に本学入学

「×」2022年3月に高校を卒業し、2024年4月に本学入学

※修学支援新制度要件外枠は授業料免除のみです。入学料免除は申請できませんが、入学料徴収猶予は申請できます。

(2) 災害枠（災害救助法適用）【申告番号「⑥・⑦・⑧」】

災害発生後1年以内に納付する授業料について、災害救助法が適用される災害で、学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、被災したことにより、授業料の納付が著しく困難と認められる者

※公的機関発行の罹災証明書(全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水)により、学資負担者の家屋が損壊していることの証明が必要です。

※独立生計者の認定要件を満たす場合に限り、申請者本人所有の家屋が被災した場合も対象とします。

(3) コロナ枠【申告番号「⑥・⑦・⑧」】

次のどちらかの要件に該当している者が申請可能です。

①新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援を受けた者

②新型コロナウイルス感染症の影響により、学資負担者の令和6年度の世帯の収入見込みが、令和元年度から令和5年度までの期間と比較して、1／2以下になったことにより授業料の納付が著しく困難と認められる者

※①と②で申請書類が異なります。申請書類等の詳細は、本学公式ウェブサイトに掲載している『「新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の学生を対象とした令和6年度(前期)授業料免除」募集要項(日本人新入生用)』で必ず確認してください。

※コロナ枠は授業料免除のみです。入学料免除は申請できませんが、入学料徴収猶予は申請できます。

(4) 学資負担者死亡等枠（災害救助法適用）【申告番号「⑨」】

災害発生後1年以内に納付する授業料について、災害救助法が適用される災害で、学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、死亡・行方不明となったことにより、授業料の納付が著しく困難と認められる者

(5) 学資負担者死亡等枠（災害救助法適用外）【申告番号「⑩」】

入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は申請者本人若しくは学資負担者が風水害等の被害を受け、授業料の納付が著しく困難と認められる者

※「入学前1年以内」とは、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間です。

Ⅱ. 選考方法 ※独自制度

※本項目は、独自制度に関する選考方法です。

※新制度の判定結果と、独自制度の災害枠(【申告番号「⑥・⑦」】)・コロナ枠(【申告番号「⑥・⑦」】)・学資負担者死亡等枠(【申告番号「⑨・⑩」】:新制度の免除申請を行った場合のみ)の判定結果を比較し、申請者にとってより有利な判定結果を適用します。

※選考方法は、入学料免除・徴収猶予及び授業料免除で共通です。

※基準を満たしている場合でも、(1)のとおり予算の範囲内で実施しますので、必ずしも免除されるとは限りません。

※選考結果が「2／3免除」、「半額免除」、「1／3免除」、「1／4免除」又は「不許可」となった者は、本人負担額を納付してください。

※入学料と授業料で納付方法と納付期限が異なります。詳しくは、P. 21「IX. 一部免除又は不許可の場合の入学料・授業料の納付」で確認してください。

1. 一般枠

- (1) 入学料免除・徴収猶予及び授業料免除は、申請者のうち学力基準と家計基準の両方を満たした者について、前期・後期ごとに、本学における予算の範囲内で、「家計困窮度の高い者」から順に選考します。

※「家計困窮度の高い者」が多くなった場合や当該年度の予算額等により、前期と後期で免除結果が異なる場合があります。

※家計困窮度が高いと判断された場合でも、学力基準を満たしていない者は免除されません。

- (2) 学力基準については、次のとおりです。

出身高等学校長から提出された調査書の評定平均値が3.5以上の者又は本人の属する学部における入学試験の成績が上位2分の1以内の者

※学力の判定結果は1年間適用されます。したがって、例えば、前期と後期にそれぞれ免除申請する場合でも、学力判定結果は1年間同じです。

- (3) 家計基準については、次ページの「Ⅲ. 免除申請に係る収入限度額の目安」で確認してください。「収入限度額の目安」はあくまで目安です。同項にも記載しているとおり、単に収入額のみで審査を行うわけではなく、世帯構成、通学形態や家庭の特別な事情等を考慮して判定します。

2. 一般枠以外

- (1) 学資負担者死亡等枠(災害救助法適用外)及びコロナ枠

学力基準は問いません。家計基準は「1. 一般枠」を参照してください。

- (2) 学資負担者死亡等枠(災害救助法適用)及び災害枠(災害救助法適用)

学力基準は問いません。災害枠で申請する場合、罹災証明書で半壊又は床上浸水と証明されている世帯は、併せて「1. 一般枠」に掲載している家計基準で審査を行います。

- (3) 修学支援新制度要件外枠

学力基準及び家計基準ともに、「1. 一般枠」を参照してください。

Ⅲ. 免除申請に係る収入限度額の目安 ※半額免除の場合

入学科免除及び授業料免除申請者の中には、世帯収入が本学の定める家計基準額を超過している者（不適格者）が多く見受けられます。申請にあたっては、概ね下表を目安としてください。

なお、この目安額は以下の条件で算定しています。実際の審査では、所得の種類、世帯の構成、通学形態や家庭の特別の事情（母子・父子世帯、身体等に障害のある者、長期療養を必要とする者、家計支持者が単身赴任している者）等の有無によって異なってきますので、ご留意願います。

条件：収入・所得限度額 文部科学省が定めた平成15年度「半額免除」の収入基準額を適用
本人＝奨学金受給無し、アルバイト収入無し 父＝家計支持者 母＝専業主婦
世帯の家族構成 1名：留学生又は独立生計者として認定された者 3名：本人と両親
4名：本人、両親及び公立高校生（自宅通学） 5名：本人、両親、公立高校生・中学生（自宅）

1 給与所得の場合(単位:千円)

この表の金額は、源泉徴収票の支払金額で給与所得控除前の収入金額を指します。また、年金等の金額を含むものとします。

区分	世帯人員	学部学生
自宅通学	1名	3,670
	3名	5,650
	4名	6,450
	5名	6,900
自宅外通学	1名	4,300
	3名	6,280
	4名	6,920
	5名	7,340

2 給与所得以外の場合(商業、工業、林業、水産業及び農業所得等)(単位:千円)

確定申告の売上（収入）金額から必要経費を差し引いた税込営業利益等の所得金額を指します。

区分	世帯人員	学部学生
自宅通学	1名	1,950
	3名	3,340
	4名	3,900
	5名	4,320
自宅外通学	1名	2,390
	3名	3,780
	4名	4,340
	5名	4,760

<注意事項>

免除の選考は、申請資格を有する者（学業優秀と認められ、経済的に入学科・授業料の納付が困難な者）に対して行われます。

学力基準は前ページをご覧ください。

ただし、条件を満たした場合であっても、予算の範囲内で入学科・授業料免除が行われるため、必ずしも免除されるとは限りません。

IV. 申請手続き ※入学料免除・徴収猶予及び授業料免除 共通

1. 通年申請と後期変更申請の要件【申告番号「⑤」で授業料免除申請する場合のみ】

(1) 通年申請

授業料免除は、前期分と後期分を一括して申請（「通年申請」という。）できます。

授業料免除を通年申請した者は、(2)に該当する場合を除き、あらためて後期分の授業料免除申請をする必要はありません。

また、通年申請をせずに前期分みの授業料免除を申請することもできます。

ただし、通年申請できるのは修学支援新制度要件外枠【申告番号「⑤」】のみです。学資負担者等死亡枠・災害枠・コロナ枠【申告番号「⑥～⑩」】は通年申請できません。

※審査は学期(前期・後期)ごとに行いますので、通年申請した場合でも免除結果が異なる場合があります。

※新制度では通年申請はできません。前期・後期ごとに「A様式」を提出する必要があります。詳しくは、P. 9「V. 提出書類」で確認してください。

(2) 後期授業料免除における変更申請の要件

通年申請した者で、後期授業料免除を受けるにあたって、前期申請時（4月1日時点）と後期申請時（10月1日時点）で申請内容（家族状況・就学状況・家計状況など）に、以下のような変更がある場合は、後期授業料免除申請期間に、変更申請が必要です。後期分の授業料免除は、変更申請の内容に基づき審査します。

【変更例】

- ・世帯の構成員に増減があった（※「世帯」とは同一生計の家族です。別々の世帯でも生計が同一の場合は、構成員に含める必要があります。）
- ・世帯の構成員の中に、新たに障害者として認定を受けた者がいる
- ・長期療養者又は要介護認定者の増減があった
- ・火災、風水害又は盗難等の被害を受けた
- ・就学者の増減があった
- ・就学者（申請者本人を含む。）の通学区分の変更があった
- ・令和6年4月以降に、就職又は退職した者がいる（学生本人のアルバイト状況の変更の場合は独立生計者のみ対象）
- ・4月1日から10月1日の間に、臨時所得（退職金、保険金など）があった
- ・年金又は恩給の受給を開始した
- ・雇用保険失業給付金の受給を開始又は終了した
- ・傷病手当の受給を開始又は終了した
- ・児童扶養手当の受給を開始又は終了した
- ・生活保護の認定を受けた又は取り消された
- ・令和6年10月1日付けで最短修業年限を超過した
- ・上記以外の変更があった（様式8「申立書」と変更に係る証明書を提出してください。）

※1次申請(免除申請システム入力)を終えていない場合、2次申請(申請書類郵送)はできません。

※各申請期間(1次・2次)を過ぎてからは、一切受付できません。

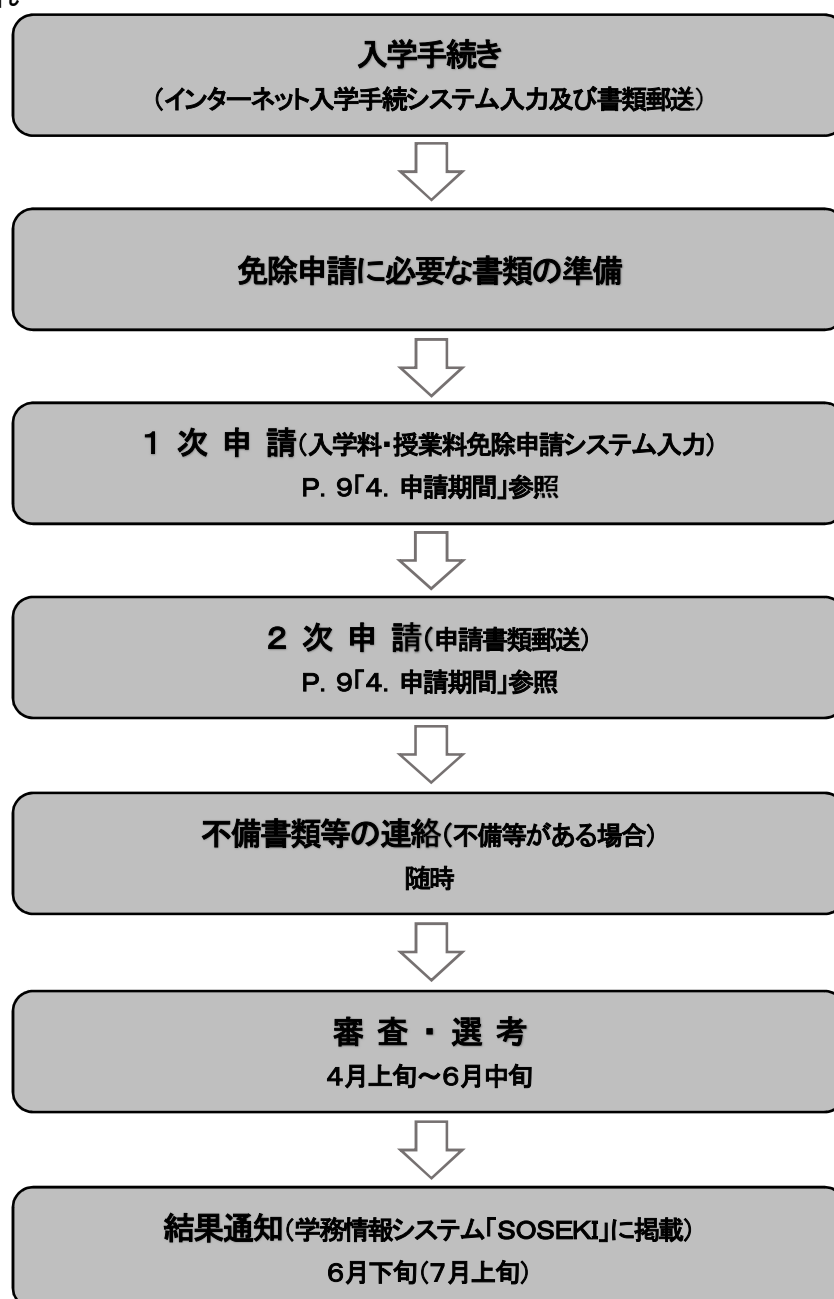
※1次申請(免除申請システム入力)完了後、2次申請期間内に2次申請(申請書類郵送)が完了していない場合は、申請を辞退したものとして取り扱います。

※入試区分によって申請期間が異なりますので注意してください。申請期間はP. 9「4. 申請期間」で確認してください。

※入学金免除・徴収猶予と授業料免除の両方を申請する場合は、申請書以外の添付書類は1セット郵送してください。

※提出期限までに揃わない書類があるときは、P. 22「XI. 免除申請に係るFAQ ⑥」を参照してください。

2. 全体の流れ



3. 各申請手続き

(1) 入学手続き（インターネット入学手続システム入力及び書類郵送）

入学料免除・徴収猶予の申請を希望する場合は、入学手続きの際に、「インターネット入学手続システム」の「入学料の納付」欄で、該当する申告番号を選択してください。

※入学手続きの際に入学料を納付した場合は、入学料免除・徴収猶予の申請はできません。

(2) 免除申請に必要な書類の準備

次ページの「**V. 提出書類**」で確認し、必要な書類を事前に準備してください。

様式番号が記載されている様式については、入学料・授業料免除申請システム（以下「免除申請システム」という。）入力完了後に同システムからダウンロードしてください。

※入学料免除・徴収猶予と授業料免除の両方を申請する場合は、申請書以外の添付書類は1セット郵送してください。

※様式番号が記載されている様式は、免除申請システム入力期間しかダウンロードできませんので、早めに印刷してください。

(3) 1次申請（免除申請システム入力）

免除申請システムの詳しい入力方法は、P. 15「**VI. 申請書の作成における注意事項**」及び本学公式ウェブサイトに掲載している「入学料・授業料免除申請システム（前期申請用）の入力方法」を参照してください。

(4) 2次申請（申請書類郵送）

免除申請システム入力完了後、同システムから全員提出が必要な書類（「免除申請書」、「授業料免除連絡票」、「アルバイト収入状況申立書」、「奨学金受給状況申告書」）及び家計審査に必要な様式を出力し、各証明書類を添付のうえ、次の方法で郵送してください。

【郵送の種類】「レターパックライト」で郵送

【提出期間（消印有効）】次ページの「**4. 申請期間**」の「2次申請期間」を参照

【郵送先】〒860-8555 熊本県熊本市中央区黒髪2丁目40番1号

熊本大学学生支援部学生生活課経済支援担当 宛

※郵送する前に、巻末の「XII. 提出前セルフチェックリスト**」を活用し、書類の不備や不足がないか確認してください。**

※郵送には必ず「レターパックライト」（追跡確認ができるため）を使用し、品名欄に「受験番号」、「学部名」及び「入学料免除申請等書類在中」と記入してください。

※提出期限までに揃わない書類があるときは、P. 22「XI. 免除申請に係るFAQ ⑥**」を参照してください。**

(5) 不備書類等の連絡（不備等がある場合）

書類の不備等があった場合には、「学務情報システム（SOSEKI）」に登録されている連絡先や免除申請システムに入力されている連絡先に連絡しますので、速やかに対応してください。こちらからの連絡に回答がない場合やこちらから指定した期限までに書類等の提出がない場合は、免除申請を取り下げたものとして取り扱います。

申請者と連絡がとれないことにより免除結果が不許可となったり免除申請が取り下げ扱いとなったことで申請者が不利益を被った場合、本学はその責を負いません。

(6) 審査・選考

P. 4 「Ⅱ. 選考方法」で確認してください。

(7) 結果通知（学務情報システム「SOSEKI」に掲載）

P. 20 「Ⅷ. 免除判定の時期及び結果確認方法」で確認してください。

4. 申請期間

入試区分	1次申請期間	2次申請期間
総合型選抜	令和6年2月15日（木） ～19日（月）	令和6年2月16日（金） ～22日（木）「消印有効」
学校推薦型選抜Ⅰ		
学校推薦型選抜Ⅱ		
社会人選抜		
一般選抜（前期日程）	令和6年3月13日（水） ～21日（木）	令和6年3月14日（木） ～22日（金）「消印有効」
帰国生徒選抜		
一般選抜（後期日程）	令和6年3月25日（月） ～27日（水）	令和6年3月26日（火） ～30日（土）「消印有効」
第3年次編入学試験		

V. 提出書類 ※入学料免除・徴収猶予及び授業料免除 共通

※所得課税証明書などの公的書類は、マイナンバーの記載がないものを提出してください。マイナンバー記載の書類を発行してしまった場合は、その部分を黒塗りするなど見えないようにして提出してください。

※免除申請書及び各様式は、全てA4サイズで提出してください。A4サイズより小さいサイズの証明書等は、指定した貼付台紙に貼付して提出してください。

※所得課税証明書など原本を提出する書類は、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

※所得課税証明書は、例年誤った内容の証明書の提出が多く見受けられますので、取得にあたっては、下表の留意事項をよく確認してください。

※申請後、入力内容に変更があった場合は、速やかにP. 21【問合せ先】に連絡してください。

※提出された書類で内容が確認できない場合、追加で書類の提出を求めることがあります。

1. 申請者全員が提出する書類（必須）

(1) 一般枠・一般枠以外【共通】

1) 全員提出

※各申請枠での提出書類については、(2)～(9)でそれぞれ確認してください。

提出書類	留意事項
入学料免除・徴収猶予申請書(3枚) 授業料免除申請書(3枚) ※一般枠の申請書様式です。	令和6年4月1日現在の状況を入力してください。 片面印刷で提出してください。 ※学資負担者死亡等枠(災害救助法適用)、災害枠(災害救助法適用)、コロナ枠で申請する場合は、提出する免除申請書がそれぞれ異なりますので、(4)～(8)で確認してください。
授業料免除連絡票(様式1)	入学料免除・徴収猶予申請のみの場合も必ず提出してください。
アルバイト収入状況申立書(様式2)	アルバイトをしていない場合も必ず提出してください。
奨学金受給状況申告書(様式3)	受給していない場合も必ず提出してください。

提出書類	留意事項
市区町村発行の 最新の所得課税証明書(原本)	幼児、就学者を除く同一生計世帯全員分の個人証明（1人1枚）が必要です。世帯分（家族で1枚）ではありません。専業主婦や18歳以上で収入がない方（予備校生などを含む。）の分も全て提出してください。 ※申請時現在の最新版は、令和5年度分（内容は令和4年1月～令和4年12月）の証明になります。 ※【収入】【所得】【課税額】これらの必要事項が全て記載されているものを提出してください。 ※証明書の名称は、各自治体により異なりますので、各自治体に確認してください。 ※申請者の兄弟姉妹が学生（就学者）の場合は、提出不要です。

2) 申告番号別共通

申告番号	提出書類
②・④・⑥・⑦・⑨・⑩	A様式1(新制度での免除申請書) ※様式は本学公式ウェブサイトに掲載しています。 【「②・⑦」】及び【「⑨・⑩」】で給付奨学生に採用されている者】 A様式1に加えて、採用候補者決定通知(写)(3年次編入生は奨学生証(写)など支援区分が分かるもの)を提出してください。 【「④・⑥」】及び【「⑨・⑩」】で入学後に給付奨学金を申請予定の者】 A様式1を提出してください。 【「⑨・⑩」】で新制度を利用しない者】 A様式1の提出は不要です。
⑤	修学支援新制度の申請要件に関する確認書 ※様式は本学公式ウェブサイトに掲載しています。 ※修学支援新制度要件外枠で申請する場合のみ提出してください。入学料徴収猶予のみ申請する場合は提出不要です。

(2) 【申告番号「②・④」】

「入学料徴収猶予申請書」、「授業料免除連絡票」、「アルバイト収入状況申立書」、「奨学金受給状況申告書」及び「所得課税証明書」を提出してください。

添付する証明書類等は、P. 12「2. 該当者が提出する書類」で確認してください。

(3) 【申告番号「⑤」】の一般枠

1) 修学支援新制度の対象外者（修学支援新制度要件外枠を除く。）及び経済的理由で入学料徴収猶予のみを申請する者

「入学料徴収猶予申請書」、「授業料免除連絡票」、「アルバイト収入状況申立書」、「奨学金受給状況申告書」及び「所得課税証明書」を提出してください。

添付する証明書類等は、P. 12「2. 該当者が提出する書類」で確認してください。

2) 【申告番号「⑤」】の修学支援新制度要件外枠

「入学料徴収猶予申請書」、「授業料免除申請書」、「授業料免除連絡票」、「アルバイト収入状況申立書」、「奨学金受給状況申告書」並びに「修学支援新制度の申請要件に関する確認書」を提出してください。

添付する証明書類等は、P. 12「2. 該当者が提出する書類」で確認してください。

※「修学支援新制度の申請要件に関する確認書」は、新制度の要件外であることを確認するために必要ですので、必ず提出してください。

(4) 【申告番号「⑥・⑦」】の災害枠（災害救助法適用）

1) 被災規模が「全壊又は大規模半壊」の場合

罹災証明書で全壊又は大規模半壊と証明されている世帯の申請者は、「災害枠 入学料免除・徴収猶予申請書」、「災害枠 授業料免除申請書」、「罹災証明書（写）」及び「授業料免除連絡票」を提出してください。

また、新制度の入学料免除及び授業料免除申請書「A様式1」も必ず提出してください。

※新制度での判定結果と災害枠での判定結果を比較し、申請者により有利な判定結果を適用します。

2) 被災規模が「半壊又は床上浸水」及び「罹災証明書申請中」の場合

罹災証明書で半壊又は床上浸水と証明されている世帯の申請者及び罹災証明を申請中の世帯の申請者は、「災害枠 入学料免除・徴収猶予申請書」、「災害枠 授業料免除申請書」及び「罹災証明書（写）」に加えて、一般枠の「入学料免除・徴収猶予申請書」及び「授業料免除申請書」、「授業料免除連絡票」、「アルバイト収入状況申立書」、「奨学金受給状況申告書」及び「所得課税証明書」並びに次ページの「2. 該当者が提出する書類」に記載している証明書類等を提出してください。

また、新制度の入学料免除及び授業料免除申請書「A様式1」も必ず提出してください。

※罹災証明を申請中の世帯の申請者は、罹災証明書を取得次第、(写)を提出してください。

※新制度での判定結果、災害枠での判定結果、一般枠での判定結果を比較し、申請者により有利な判定結果を適用します。

(5) 【申告番号「⑥・⑦」】のコロナ枠

「コロナ枠 授業料免除申請書（日本人学生用）」、「授業料免除連絡票」、「アルバイト収入状況申立書」、「奨学金受給状況申告書」及び「所得課税証明書」を提出してください。

入学料徴収猶予を希望する場合は、「入学料徴収猶予申請書」を併せて提出してください。

また、新制度の入学料免除及び授業料免除申請書「A様式1」も必ず提出してください。

なお、添付する証明書類等は、P. 3「I. 対象者 2. 授業料免除（3）コロナ枠」に記載している2つの要件のいずれで申請するかによって異なります。本学公式ウェブサイトに掲載している『「新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の学生を対象とした令和6年度（前期）授業料免除」募集要項（日本人新入生用）』で必ず確認してください。

※コロナ枠は授業料免除のみです。入学料免除は申請できませんが、入学料徴収猶予は申請できます。

※新制度での判定結果とコロナ枠での判定結果を比較し、申請者により有利な判定結果を適用します。

(6) 【申告番号「⑧」】の災害枠（災害救助法適用）

1) 被災規模が「全壊又は大規模半壊」の場合

罹災証明書で全壊又は大規模半壊と証明されている世帯の申請者は、「災害枠 入学料免除・徴収猶予申請書」、「災害枠 授業料免除申請書」、「罹災証明書（写）」及び「授業料免除連絡票」を提出してください。

2) 被災規模が「半壊又は床上浸水」及び「罹災証明書申請中」の場合

罹災証明書で半壊又は床上浸水と証明されている世帯の申請者及び罹災証明を申請中の世帯の申請者は、「災害枠 入学料免除・徴収猶予申請書」、「災害枠 授業料免除申請書」及び「罹災証明書（写）」に加えて、一般枠の「入学料免除・徴収猶予申請書」、「授業料免除申請書」、「授業料免除連絡票」、「アルバイト収入状況申立書」、「奨学金受給状況申告書」及び「所得課税証明書」並びに本ページ下段の「2. 該当者が提出する書類」に記載している証明書類等を提出してください。災害枠と一般枠の両方で審査し、有利な判定結果を適用します。

※罹災証明を申請中の世帯の申請者は、罹災証明書を取得次第、(写)を提出してください。

(7) 【申告番号「⑧」】のコロナ枠

「コロナ枠 授業料免除申請書（日本人学生用）」、「授業料免除連絡票」、「アルバイト収入状況申立書」、「奨学金受給状況申告書」及び「所得課税証明書」を提出してください。

入学料徴収猶予を希望する場合は、「入学料徴収猶予申請書」を併せて提出してください。

なお、添付する証明書類等は、P. 3「I. 対象者 2. 授業料免除（3）コロナ枠」に記載している2つの要件のいずれで申請するかによって異なります。本学公式ウェブサイトに掲載している『「新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の学生を対象とした令和6年度（前期）授業料免除」募集要項（日本人新入生用）』で必ず確認してください。

※コロナ枠は授業料免除のみです。入学料免除は申請できませんが、入学料徴収猶予は申請できます。

(8) 【申告番号「⑨」】の学資負担者死亡等枠（災害救助法適用）

「災害枠 入学料免除・徴収猶予申請書」及び「災害枠 授業料免除申請書」と、学資負担者の死亡又は行方不明を証明する書類（死亡届（写）、戸籍抄本（写）など）及び「授業料免除連絡票」を提出してください。

また、新制度での入学料免除及び授業料免除申請も希望する場合は、「A様式1」も提出してください。

※新制度での免除申請を行う場合、新制度での判定結果とコロナ枠での判定結果を比較し、申請者により有利な判定結果を適用します。

(9) 【申告番号「⑩」】の学資負担者死亡等枠（災害救助法適用外）

「入学料免除・徴収猶予申請書」、「授業料免除申請書」、「授業料免除連絡票」、「アルバイト収入状況申立書」、「奨学金受給状況申告書」及び「所得課税証明書」を提出してください。添付する証明書類等は、本ページ下段の「2. 該当者が提出する書類」及びP. 23「XI. 免除申請に係るFAQ ⑩」で確認してください。

また、新制度での入学料免除及び授業料免除申請も希望する場合は、「A様式1」も提出してください。

※新制度での免除申請を行う場合、新制度での判定結果と学資負担者死亡等枠での判定結果を比較し、申請者により有利な判定結果を適用します。

2. 該当者が提出する書類

「1. 申請者全員が提出する書類（必須）」以外に、該当者がいる場合に提出が必要な書類があります。申請者本人と同一生計の方でP. 13～P. 14に該当する方がいる場合は、該当する全ての項目に関する証明書類を提出してください。

※「同一生計」とは、同居・別居を問わず家計を支える者が送金を行うなど、生活費に一体性がみられる状態のことをいいます。

※源泉徴収票（写）や確定申告書（写）を提出する場合でも、市区町村発行の最新の所得課税証明書は、該当者全員分を必ず提出してください。

(写) 以外は原本の提出が必要です。

【所得等に関する証明書類】

対象者	必要書類		発行元など
給与所得者 パート・アルバイト等を含む。申請者本人のアルバイトは不要 右欄の①～④で該当するものを提出。②～④に該当する場合は 就労に関する申立書(様式8の2) も必ず提出すること	①令和4年12月以前から同一会社等に継続して勤務している場合	源泉徴収票(令和5年分)(写) ※勤務先が複数ある場合は全て提出すること	勤務先
	②令和5年1月以降に就職・転職し、現在も継続して勤務している場合	給与支給(見込)証明書(様式5) 就労に関する申立書(様式8の2)	(様式5) 勤務先 (様式6) 前勤務先 (様式8の2) 所得者本人
	③令和5年1月～令和5年9月に退職した場合	就労に関する申立書(様式8の2) に加えて、以下のいずれかの書類 離職票(写)、源泉徴収票(写)、退職及び退職金支給証明書(様式6)	
	④令和5年10月以降に退職した場合	退職及び退職金支給証明書(様式6) ※退職金の支給がない場合も提出すること 就労に関する申立書(様式8の2)	
給与所得以外の所得がある者 自営・農業等・外交員・不動産・雑所得・利子配当・株式譲渡・一時所得等がある者	令和5年分確定申告書の第一表・第二表・第三表(申告書控の写) ※確定申告で分離課税分がある場合は、第三表も提出すること ※確定申告を行っていない場合は、令和6年度市(町)県民税申告書 など令和5年分の収入金額・必要経費・所得金額が分かるものを提出すること		所得者本人 市区町村 等
	令和5年の中途以降に新たに事業を始めた場合	直近3ヶ月の収入金額、必要経費、所得金額が分かるもの。 実績がない場合は、収入金額等の見込額が分かる事業主本人からの申立書(様式自由、A4サイズ、本人の署名・押印があるものでコピー不可)及び 就労に関する申立書(様式8の2)	事業主本人
年金(恩給)受給者 公的年金(老齢基礎・厚生・障害・遺族・共済・企業・農業年金等)、個人年金、恩給等	年金受給状況申告書(様式14) を受給者ごと(1人1枚)に作成 ※受給している全ての種別を記入 ※受給している全ての種別について、次の中で日付が一番新しいものを貼付 ・最新の年金額改定通知書(写) ・年金振込(支払)通知書(写) ・年金の源泉徴収票(写)		日本年金機構、共済組合、保険会社 等
入学前1年以内(R5.4.1～R6.3.31)に 臨時所得(退職金、保険金など)がある場合	退職金源泉徴収票(写)、保険金支払証明書(写) など臨時所得の金額及び受取日が分かるもの 退職金の場合には退職及び退職金支給証明書(様式6) を提出すること		前勤務先、保険会社 等
失業中の場合	雇用保険受給資格者証(第1面～第4面)(写)		ハローワーク
休職中の場合	休職証明書 (休職期間が明記されているもの) 傷病手当受給者は傷病手当金通知書(写) など支給月額が分かるもの		健康保険組合 等
育児休業中の場合	育児休業手当、育児休業給付金受給資格者証(写) など支給月額が分かるもの		ハローワーク 等
児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している場合	最新の認定・支払通知書(写) 又は 児童扶養手当受給証(写) など支給額が分かるもの		市区町村 等
生活保護を受けている場合	生活保護受給申立書(様式15) 最新の保護決定通知書(写) など扶助料(直近3ヶ月)が分かるもの		市区町村 等
健康管理手当を受けている場合	健康管理手当証(写) など支給額が分かるもの		所管官庁 等
就労可能で無職無収入の者がいる場合 (18歳以上の予備校生を含み、専業主婦を除く)	申立書(様式8) ※就学者及び専業主婦を除き、18歳以上で無職無収入の者がいる場合は、無職無収入の理由を記入すること		該当者本人
日本学術振興会特別研究員に採用されている場合	採用決定通知書(写) 、研究遂行経費の申請状況が分かるもの ※配偶者が採用されている場合も提出すること		日本学術振興会

【特別控除に関する証明書類】

対象者	必要書類	発行元など
母子・父子世帯	母子・父子世帯申立書(様式9)	申請者本人
就学者 がいる（本人及び小・中学生を除く）	在学状況及び授業料免除状況証明書(様式7) ※必ず本学の様式を使用すること ※P. 22「XI. 免除申請に係るFAQ ⑧」参照	就学者の在学学校
障害者、要介護者、原爆被爆者 （障がいがある場合のみ）がいる場合	障害者手帳(写)、療育手帳(写)、介護保険被保険者証(一・二面)(写)、被爆者健康管理手帳(写) など ※障害年金などを受給している場合は、 年金受給状況申告書(様式14) を併せて提出すること	所管官庁、病院等
6ヶ月以上の長期療養者 がいる世帯	長期療養証明書(様式11) ※申請時（4月1日）時点、長期療養を終えている場合は対象外	病院、薬局 等
主たる家計支持者が別居 している世帯（勤務先の命令による場合に限る）	単身赴任証明書(様式12)及び主たる家計支持者の別居(単身赴任等)に係る支出状況申告書(様式13) ※領収書（写）など支出を証明する書類を添付すること	勤務先 等
入学前1年以内に風水害で被災した世帯又は盗難等で被害にあった世帯	罹災証明書(原本又は写)、被災額証明書(写) などの被害金額が分かるもの又は 被害届(写) など 被災状況に関する写真貼付台紙（様式は本学公式ウェブサイトに掲載） 確定申告により雑損控除を受けている場合はその金額が分かるもの 損害保険金等がある場合はその支払金額が分かるもの	消防署、警察署、市区町村 等
入学前1年以内に学資負担者が死亡した場合	死亡が確認できる書類 ※退職金、保険金、遺族年金等の支払い（見込みを含む）の金額が分かるもの（写）も併せて提出すること ※P. 23「XI. 免除申請に係るFAQ ⑯」参照	勤務先、市区町村、保険会社 等

【独立生計者に関する証明書類】

対象者	必要書類	発行元など
独立生計者 全ての認定要件を満たす者のみを対象とする	独立生計者申立書(様式10) ※加えて、以下に例示する書類により全ての認定要件を満たしていることを証明すること	申請者本人
【認定要件】 ①所得税法上及び健康保険上、父母等の扶養家族でない者 ②本人（及び配偶者）の父母等と別居している者 ③本人（及び配偶者）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得課税証明書が発行される者	【認定要件①を証明する書類の例】 本人又は配偶者が筆頭の 健康保険被保険者証(写) ※国民健康保険の場合は本人又は配偶者が世帯主	申請者本人又は配偶者
	【認定要件②を証明する書類の例】 住民票、運転免許証(写) などの本人（配偶者がいるときは配偶者を含む）がそれぞれの父母と別居していることを確認できる書類 ※住民票を提出する場合は、申請者自身の世帯全員分のものを提出すること。この場合、父母等に関する書類は提出不要 ※運転免許証（写）を提出する場合は表裏両面を提出すること。配偶者がいる場合は、配偶者の父母の分も提出すること ※P. 24「XI. 免除申請に係るFAQ ⑳」参照	申請者本人又は配偶者、市区町村 等
	【認定要件③を証明する書類の例】 本人（配偶者がいるときは配偶者を含む）の 最新の所得課税証明書(原本)、源泉徴収票(写)又は確定申告書第一表・第二表(控)(写) など収入が確認できるもの	市区町村、勤務先 等

VI. 申請書の作成における注意事項

1. 入学料免除・徴収猶予

※令和6年4月1日現在の状況で作成してください。

※以下の内容は、免除申請システムに入力するものです。各項目の注意事項を確認のうえ、入力してください。

学資負担者死亡等枠

入学料 ※ 免除 徴収 猶予 申請書	
令和 6 年 4 月 1 日	
熊本大学長 殿	
文 学部	総合人間 (別科・専攻科) 学科・課程
研究科 教育部	専攻
修士 博士 (前期) 課程 博士 (後期)	
入学年月	令和6 年 04 月 (入学・編入学)
学年	1 年
氏名 (本人が署名すること)	熊本 一郎
入学料納付困難のため、令和6 年度の入学料を (※ 免除 徴収 猶予) くださるよう関係書類を添えてお願いいたします。	

(1) 入学料免除・徴収猶予申請書

記載内容は令和6年4月1日現在の状況を入力してください。

なお、入力内容に虚偽の事実が含まれていることが判明した場合は、免除 (徴収猶予) 決定後であっても、その許可を取り消すことがあります。

(申請理由：本人が具体的に書くこと)

父は衣料品店を経営していましたが、12月に病気で亡くなりました。母が衣料品店を引き継いでいますが、数年前に近隣に大型店が進出したため、経営状況はあまりよくないとのこと。

私は大学入学に伴い一人暮らしを始めます。また、私を含めて兄弟5人のうち3人が学生で、学費の出費が多く、家計の負担になっています。

以上のように、入学料及び授業料の納付が非常に困難なため、入学料及び授業料の免除を認めていただくようお願いします。

(主たる家計支持者が無職・失職中の生活費の出所)

年 月 ~

・生活費の出所:

(2) 申請理由

本人を主体として入力してください。

申請時 (令和6年4月1日現在) において申請するに至った事情、特に説明を要する事情、経済的に入学料の納付が困難な理由を具体的に入力してください。

※ローンの返済は申請理由とはみなしません。

主たる家計支持者が無職・失職中の場合は、その年月、生活費の出所を入力してください (主たる家計支持者がいつから無職の状態にあるのか、生活費をどのように賄っているのか、再就職の見通しなどを入力してください)。

災害救助法適用外の火災・風水害や盗難などの事情で免除を申請する場合は、被害年月日、被害内容について詳細に入力するとともに、家庭調査票の「特別控除」欄の「災害・風水害・盗難等の災害を受けた世帯」欄にも入力してください。証明書類として、本学公式ウェブサイトに掲載している被害状況に関する写真貼付台紙 (災害の場合のみ) に加えて、罹災証明書 (写)、被災額証明書 (写) などの提出が必要です。

災害救助法が適用される災害により被災した世帯の学生は、一般枠ではなく災害枠で申請してください。

2. 授業料免除

※令和6年4月1日現在の状況で作成してください。

※以下の内容は、免除申請システムに入力するものです。各項目の注意事項を確認のうえ、入力してください。

学資負担者死亡等枠

授業料免除申請書			
令和 6 年 4 月 1 日			
熊 本 大 学 長 殿		文 部 科学 省 総合人間 学部 学科	
研究科 教育学部		専攻 修士 博士（前期）課程 博士（後期）	
入学年月 令和6 年 04 月		（入学・編入学）	
学年 1 年		氏名（本人が署名すること） 熊本 一朗	
授業料納付困難のため、令和6 年度 前期 の授業料を免除くださるよう関係書類を添えてお願いいたします。			

(1) 授業料免除申請書

記載内容は令和6年4月1日現在の状況を入力してください。

なお、入力内容に虚偽の事実が含まれていることが判明した場合は、免除決定後であっても、その許可を取り消すことがあります。

(2) 申請理由

本人を主体として入力してください。

申請時（令和6年4月1日現在）において申請するに至った事情、特に説明を要する事情、経済的に授業料の納付が困難な理由を具体的に入力してください。

※**ローンの返済は申請理由とはみなしません。**

主たる家計支持者が無職・失職中の場合は、その年月、生活費の出所を入力してください（主たる家計支持者がいつから無職の状態にあるのか、生活費をどのように賄っているのか、再就職の見通しなどを入力してください。）。

災害救助法適用外の火災・風水害や盗難などの事情で免除を申請する場合は、被害年月日、被害内容について詳細に入力するとともに、家庭調査票の「特別控除」欄の「災害・風水害・盗難等の災害を受けた世帯」欄にも入力してください。証明書類として、本学公式ウェブサイトに掲載している被害状況に関する写真貼付台紙（災害の場合のみ）に加えて、罹災証明書（写）、被災額証明書（写）などの提出が必要です。

災害救助法が適用される災害により被災した世帯の学生は、一般枠ではなく災害枠で申請してください。

3. 家庭調査票

家 庭 調 査 票									
学生番号	5	フリガナ	クマモトイチロウ	氏名	熊本 一郎	(20 歳)			
住所等	〒 860-0862 熊本県熊本市中央区黒髪2丁目39-1号	家族	〒 000-0001 熊本県荒尾市〇〇町	続柄	本人				
	In 090-0001-0001		In 0964-32-1111	給与所得の計 (税込)	(千円)	給与所得以外の所得計 (税込)			
				(千円)		(千円)			
就学者を除く家族 (主たる家計支持者に○ 別居者に△)	父	(熊本 太郎)	60	死別	25	30			
	母	熊本 花子	55	衣料品店経営	35				
	姉	熊本 和代	23	会社員 (R5. 〇)	45				
	祖母	熊本 あき	76	専従者	55				
					65				
					75				
					85	90			

(1) 学生番号

受験番号が表示されます。

(2) 住所

令和6年4月1日時点の状況を入力してください。引越しの予定があり、引越先の住所が決まっている場合は、引越後の住所を入力してください。引越先の住所が決まっていない場合は、「引越予定」と入力してください。

(3) 就学者を除く家族

①「氏名」欄は、同居・別居を問わず申請者と生計を同じくする者で、就学者を除いた家族全員を入力してください。乳児や幼稚園児など小学校就学前の家族がいる場合は、こちらの欄に入力してください。

就学者（小学生以上）は、「5. 就学者（本人以外）」欄に入力してください。

②「年齢」欄は必ず入力してください。

欄は、大学使用のため、記入しないこと								
区分	続柄	本人	父	母	(千円)	(千円)	(千円)	
収入状況 (注1)	給与・賃金							
	役員報酬							
	専従者給与							
	年金・恩給							
	失業給付金							
	生活扶助費							
	アルバイト							
	計							
	収入状況 (注2)	商工業						
		農業						
漁業								
林業								
漁業								
家賃								
地代								
利子・配当								
その他の雑所得								
退職金								
保険金								
資産譲渡								
山林所得								
その他								
計								

③「現在の職業」欄は、「会社員」、「自営業」、「農業」、「専業主婦」など端的な表現で入力してください。また、無職の場合も空欄にせず「無職」と入力してください。

前年又は今年の途中から就職した場合は、その年月を () 書きで入力してください。

④ 主たる家計支持者に「○」を選択してください。

⑤ 同居・別居は家族住所での同居・別居です。例えば、申請者本人が自宅外通学しており、他の家族（父・母など）が実家で暮らしている場合は、父・母は同居を選択してください。

父又は母が死別・生別の場合は、「氏名」欄を () 書きで入力し、「現在の職業」欄に死別又は生別と入力し、「6. 特別控除」欄の「母子父子世帯」欄にその状況を入力してください。

《例：(熊本太郎)、「生別」》

また、独立生計者などで配偶者がいる場合は、父及び母の欄は空欄のままで入力せず、「続柄」欄に「妻（夫）」と入力し、氏名等を入力してください。

⑥「収入状況」欄は入力しないでください。

4. 就学者(本人)

通学区分	当年度受給状況	日本学生支援機構奨学金	※116 (1) 一 二 三 併用
1. 自宅	前年度 奨学金	給付奨学金(日本学生機構以外：卒業後返還しない奨学金)のみ記入。 貸与奨学金(卒業後返還を要する奨学金)については記入しない。	受給額(年額) (千円)
2. 自宅外	奨学金名： () 千円	奨学金名： () 千円	117 () 千円

(1) 通学区分

令和6年4月1日現在の通学区分を選択してください。

※独立生計者は「自宅」を選択してください。

(2) 当該年度受給状況

日本学生支援機構の貸与型奨学金について、令和6年度1年間 (R6. 4～R7. 3) に受給予定の場合に入力してください。

※申請中の場合は入力しないでください。

5. 就学者(本人以外)

通学区分		当年度支給状況		日本学生支援機構奨学金		※116 1:一橋 2:二橋 3:併用			
就 学 者 名	氏 名	設置 区分	在 学 校	通 学 区分	受給額(千円) (千円)				
					前年度 奨学金 6000円 (月額)		117		
					給付奨学金(日本学生機構以外:卒業後返還しない奨学金)のみ記入。 貸与奨学金(卒業後返還を要する奨学金)については記入しない。	奨学金名: ()	奨学金名: ()	受給額(千円) (千円)	
本 人	※115 1:自宅								
	2:自宅外								
親 族	氏 名	設置 区分	在 学 校	通 学 区分	前年度状況 (調査対象の奨学金のみ記入) 授業料免除状況				
					前 期	後 期	年額 (千円)	授業 料	
弟 妹	熊本 仁朗	※121 1:国立	※122 1:小学校 2:中学校 ③高校 4:大学 5:高専 6:専修学校(高等課程) 7:専修学校(専門課程) 学校名 大牟田高校	※123 ①自宅 2:自宅外	※124 ①無 1:全額	※125 ②無 1:全額	126		
妹	熊本 小春	※129 1:国立	※130 1:小学校 ②中学校 3:高校 4:大学 5:高専 6:専修学校(高等課程) 7:専修学校(専門課程) 学校名 肥前中学校	※131 ①自宅 2:自宅外	※132 ①無 1:全額	※133 ②無 1:全額	134		
兄	※137 1:国立	※138 1:小学校 2:中学校 3:高校 4:大学 5:高専 6:専修学校(高等課程) 7:専修学校(専門課程) 学校名	※139 1:自宅 2:自宅外	※140 0:無 1:全額	※141 0:無 1:全額	142			
に	※145 1:国立	※146 1:小学校 2:中学校 3:高校 4:大学 5:高専 6:専修学校(高等課程) 7:専修学校(専門課程) 学校名	※147 1:自宅 2:自宅外	※148 0:無 1:全額	※149 0:無 1:全額	150			
兄	※153 1:国立	※154 1:小学校 2:中学校 3:高校 4:大学 5:高専 6:専修学校(高等課程) 7:専修学校(専門課程) 学校名	※155 1:自宅 2:自宅外	※156 0:無 1:全額	※157 0:無 1:全額	158			

(1) 申請者本人以外に就学者がいる場合は、令和6年4月1日現在の状況を入力してください。

※申請者本人の入力は不要です。

就学者とは、次に在籍する者です。
小学校、中学校、高等学校、高等専門
学校、大学（短期大学、大学院、専攻
科、別科を含む。）、特別支援学校、専
修学校の高等課程・専門課程、放送大
学の全科履修生。

各種学校（予備校、防衛大学校、水産大学校、職業能力開発大学校、農業大学校、インターナショナル・スクール等）に在学している者や、大学の研究生、聴講生、科目等履修生などの

非正規生は就学者に該当しませんので、「3. 家庭調査票」の「就学者を除く家族」欄に入力してください。

(2)「設置区分」欄及び「通学区分」欄は、必ず入力してください。

(3) 「在学学校」欄を入力する際は、以下のように入力してください。

① 学校名は正式名を入力してください。熊本大学在学の場合は、学部又は研究科・教育部名を
○書きで入力してください。

② 令和6年4月から小学校等に進学を予定している就学者がいる場合で、申請時点で進学先が未定の場合は、進学予定の学校名を（ ）書きで入力してください。

③ 学年は、令和6年4月1日現在で入力してください。ただし、就学者が令和5年度より引き続き同じ学校に在学し令和6年4月に進級する場合は、「在学状況及び授業料免除状況証明書」(様式7)では現在の学年で証明を受け、2次申請期間内に提出してください。

④ 申請後に、退学などにより入力内容に変更があった場合は、速やかにP. 21【問合せ先】に連絡してください。

(4)「授業料免除状況」欄は、就学者が国立学校に在学している場合だけ入力してください。「授業料年額」欄は、就学者が前年度の前期・後期のどちらか一方で授業料免除（一部免除を含む。）を受けた場合に、授業料の全額（千円未満切り上げ）を入力してください。

例：兄が国立大学の学部生で、令和5年度の前期授業料で1／3免除を受けた場合
授業料年額535,800円 → 「授業料年額」欄に「536」と入力

【「在学状況及び授業料免除状況証明書」(様式7)について】

(1) 高校生以上の就学者がいる場合は、必ず「**在学状況及び授業料免除状況証明書**」(様式7)を提出してください。

※在学証明は必ず本学の様式を使用してください。本学以外の様式による証明書は受け付けできません。

(2) 令和6年4月に高等学校、大学、専門学校等に進学予定の場合は、「在学状況及び授業料免除状況証明書」(様式7)の提出期限を令和6年4月22日(月)としますので、入学後速やかに進学先の学校に証明書作成を申請してください。

6. 特別控除

特別控除を希望する場合は、1次申請（免除申請システム）で必要事項を入力の上、2次申請（申請書類郵送）で証明書類を提出する必要があります。特別控除に該当する者がいても控除を希望しない場合は入力も証明書類の提出も不要です。

特 別 控 除	母子父子世帯	※ 母無 死亡・生別 (年 月)	201	0:該当せず 1:該当	
	障害者のいる世帯	純額 (母) ※ 障害者・原爆被害者 (障害 有・無) 手帳番号 () ※ 障害者・原爆被害者 (障害 有・無) 手帳番号 () ※ 障害者・原爆被害者 (障害 有・無)	202	人	
	長期療養者のいる世帯	純額 (母) ※ 療養期間 2006 年 11 月から ※ 入院・通院・自宅療養 1ヶ月当たり療養費 300 千円 純額 () ※ 療養期間 年 月 から ※ 入院・通院・自宅療養 1ヶ月当たり療養費 千円	203	合計 (年額) (千円)	
	主たる家計支持者の別居	1ヶ月当たり住居・光熱費等 千円	208		
	災害・風水害・盗難等の被害を受けた世帯	被害内容 千円	213		
	大 家 族 数	218	人	219	住 住 地
	大 学 区 分	224	1:一般 2:家計 3:学力 4:事由 5:事情 (家計支持者死亡) 6:事情 (災害) 7:事情 (その他)	227	0:下宿格 1:通格
	大 学 区 分	228	0: 該当せず 1: 該当	229	特別控除 (家賃) 千円
	大 学 区 分	230	0: 該当せず 1: 該当	231	特別控除 (家賃) 千円
	大 学 区 分	232	0: 該当せず 1: 該当	233	特別控除 (家賃) 千円

(1) 母子父子世帯

父若しくは母のどちらか一方又はその両方が死別又は生別の場合は、「3. 家庭調査票」の「就学者を除く家族」欄で、「氏名」欄を () 書きで入力し「現在の職業」欄に死別又は生別と入力し、本欄にその状況を入力してください。

(2) 障害者のいる世帯

障害者のいる世帯に該当する場合は、その状況を、障害者手帳、医師の証明書等に基づき入力してください。

原爆被害者がいる場合は、障害の有無、手帳の有無、介護区分を選択してください。

※障害年金などの年金を受給している場合は、「年金受給状況申告書」(様式14)も併せて提出してください。

(3) 長期療養者のいる世帯

長期療養者とは、すでに6ヶ月以上療養中の者又は申請時点（令和6年4月1日）において6ヶ月以上の療養が見込まれる者です。該当する場合は、本欄に状況を入力するとともに、「長期療養証明書」(様式11)を提出してください。

1ヶ月当たりの療養費を計算する際は、様式11の2ページ目を確認してください。

※申請時(令和6年4月1日)現在、長期療養を終えている場合は対象外です。

(4) 主たる家計支持者の別居

主たる家計支持者が別居していることにより特別に支出している住居費、光熱・水道費の1ヶ月当たりの金額を入力するとともに、「単身赴任証明書」(様式12)及び「主たる家計支持者の別居(単身赴任等)に係る支出状況申告書」(様式13)を提出してください。

なお、特別控除に該当するのは、勤務先の命令による単身赴任で、別居のために特別に支出している実費が単身赴任手当等の支給額を上回る場合のみです。自己都合による別居は対象外ですので、ご注意ください。

(5) 火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯

特別控除に該当するのは、火災・風水害・盗難等の被害にあい、支出の増大や収入の減少が将来的に長期にわたり継続し著しく困窮していると認められる場合のみです。

証明書類として受け付けることができる書類の例示は、以下のとおりです。

- ・火災：被害が分かる写真3枚程度（本学公式ウェブサイトに掲載の貼付台紙を使用）、火災保険通知書（写） 等
- ・風水害：被害が分かる写真3枚程度（本学公式ウェブサイトに掲載の貼付台紙を使用）、被害に伴う支出額が分かる書類（写）、保険金が分かる書類（写） 等
- ・盗難等：警察への被害届（写）、盗難にあった品物及び金額の一覧 等

VII. 申請にあたっての注意事項等

1. 注意事項

- 申請は必ず申請者本人が行ってください。代理人による申請は受け付けません。
- 本しおりを熟読のうえ、提出書類は不備・不足がないよう早めに準備してください。提出期限までに揃わない書類があるときは、P. 22「**XI. 免除申請に係るFAQ ⑥**」を参照してください。
- 提出期限を過ぎての申請は一切受け付けません。ただし、学資負担者の死亡などによる家計急変で授業料の納付が困難になった場合、授業料の納付期限前であれば対応できる場合がありますので、次ページの【問合せ先】に早めに相談してください。
- 学期途中での休学、復学又は退学を予定している場合は、免除の申請はできません。申請後、本人の休学や退学、家族の就職や退職、死亡、就学者の退学など、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに次ページの【問合せ先】に連絡してください。
- 申請に関して記載すべきことが記載されていないものなど申請書に不備がある場合又は必要な証明書が提出されていない場合は、免除申請を取り下げたものとして取り扱います。
- 記載内容及び提出書類に虚偽の事実が記載されていることが判明した場合は、免除（徴収猶予）決定後であっても、その許可を取り消すことがあります。
- 懲戒処分を受けた場合は、免除決定後でも当該期の免除の許可を取り消します。

2. 免除申請の取り下げ

(1) 入学料免除・徴収猶予申請の取り下げ

入学手続きの際に、入学料の納付が困難等の理由で入学料免除・徴収猶予の申請をしたが、その後入学料の納付が可能となり申請を取り下げる場合は、令和6年3月28日（木）17:00までに次ページの【問合せ先】に連絡してください。

入学後に入学料免除・徴収猶予申請を取り下げる場合は、速やかに次ページの【問合せ先】に連絡してください。

(2) 授業料免除申請の取り下げ

学期途中からの休学や復学、学期途中の退学を予定している場合は、免除申請の対象外となります。また、申請後に、このような事由が生じた場合は、授業料を納付してもらうとともに、免除申請を取り下げる必要がありますので、速やかに次ページの【問合せ先】に連絡してください。

VIII. 免除判定の時期及び結果確認方法

1. 結果通知の時期

【申告番号②・⑤・⑦～⑩】：6月下旬を予定 【申告番号④・⑥】：7月上旬を予定
本学の電子掲示板及び学内掲示により発表します。

2. 結果確認方法

申請者本人が、学内のWi-Fiに接続したスマートフォンなどで、本学公式ウェブサイトの以下のURLにアクセスし、各自で確認してください。保証人への通知は行っておりません。

<https://uportal.kumamoto-u.ac.jp/>

「学務情報システム（SOSEKI）」→「学生情報」→「学生ポートフォリオ」

→「学費収納状況」→「入学料免除」・「入学料徴収猶予」・「授業料免除」で確認

※熊本県外又は日本国外にいる等によりSOSEKIの確認ができない場合は、次ページの【問合せ先】にメールで連絡してください。

IX. 一部免除又は不許可の場合の入学料・授業料の納付

選考結果が「2／3免除」、「半額免除」、「1／3免除」、「1／4免除」又は「不許可」となった者は、本人負担額を納付してください。

入学料と授業料では納付方法と納付期限が異なります。

- ・入学料：選考結果発表後に、**保証人宛に振込依頼書（振込手数料：本人負担）**を送付しますので、本学が選考結果を発表した日から起算して14日以内に納付してください。
- ・授業料：前期分については、**7月12日（金）に「授業料の銀行預金口座自動引き落とし」**により納付してください。免除決定から引き落としまでの期間が短くなっておりますので、注意してください。ただし、6月下旬の結果通知の際に判定結果が「出願中」のままとなっている者で7月上旬に判定結果の通知を受けた者については、**7月29日（月）に「授業料の銀行預金口座自動引き落とし」**により納付してもらうことになります。銀行預金口座で自動引き落としできなかったときは、本学財務課等の収入窓口で現金で納付するか、**保証人宛に届く「振込依頼書」（振込手数料：本人負担）**により納付してもらうことになります。

なお、独自制度の入学料徴収猶予を申請している者で、徴収猶予の選考結果が「全額徴収猶予」又は「半額徴収猶予」となった者は、令和6年9月30日（月）までに納付してください。

また、入学料徴収猶予の選考結果が「不許可」となった者は、本学が選考結果を発表した日から起算して14日以内に納付してください。

※選考結果発表後、本学が定めた期限までに入学料及び授業料の納付を怠った者は、学則に基づき「除籍」になりますので、注意してください。

X. 個人情報の取扱い

入学料免除・徴収猶予及び授業料免除申請書等に記載された内容や提出された書類等の個人情報は、入学料免除・徴収猶予及び授業料免除の選考のために使用し、その他の目的に利用することはありません。

学生及び保護者のみなさまへのお願い

入学料免除・徴収猶予及び授業料免除の申請は、学生本人による申請としており、学生自身がきちんと理解して申請するよう指導しております。また、免除結果も、申請者自身が学内Wi-Fiに接続したスマートフォンなどにより確認するようしており、保証人・保護者の方への結果通知は行っておりません。

学生自身の自立を促すため、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【問合せ先】

〒860-8555 熊本県熊本市中央区黒髪2丁目40番1号

熊本大学学生支援部学生生活課経済支援担当

TEL：096-342-2151、2126 窓口開室時間：平日8：30～18：15

E-Mail：gag-jumen@jimu.kumamoto-u.ac.jp

XI. 免除申請に係るFAQ

1. 1次申請(免除申請システム入力)

	質問	回答
申請手続き	① 徴収猶予は申請せず入学科免除のみ申請するほうが、免除は許可されやすいですか。	免除のみを申請したか免除・徴収猶予を併願したかで、審査に影響はありません。 <u>入学科免除申請者は、徴収猶予を併願することを推奨します。</u>
	② 入学科免除・徴収猶予と同時に授業料免除も申請する予定ですが、提出書類は2セット必要でしょうか。	申請書は入学科免除・徴収猶予と授業料免除のそれぞれでの提出が必要ですが、証明書類等は1セットだけ提出してください。
	③ 1次申請、2次申請とは何でしょうか。	1次申請は、免除申請システム（オンライン申請）に入力することです。2次申請は、1次申請完了後に同システムから印刷する申請書等の様式に必要な証明書類等を添付し郵送することです。
	④ 授業料免除申請は、1年に1回すればいいでしょうか。	前期分と後期分を一括して申請（通年申請）できますが、前期の申請時点（4月1日）から後期の申請時点（10月1日）の間に、世帯の構成員の増減、就学者の増減、構成員の就職／退職、年金等の受給開始／終了など、申請内容に変更がある場合は、後期にあらためて変更申請してください。 ただし、学資負担者死亡等枠、災害枠及びコロナ枠は、通年申請できません。
	⑤ 1次申請確定後に入力内容の間違いに気づいたので変更したいのですが、可能でしょうか。	1次申請期間内であれば、申請者本人で申請内容の変更が可能です。1次申請期間終了後に修正したい場合は、P. 21【問合せ先】に連絡してください。

2. 2次申請(申請書類郵送)

	質問	回答
提出書類	⑥ 2次申請の提出期限内に一部の書類が間に合いません。	<u>まずは、申請書など2次申請期間内に提出できる書類をレターパックライトで郵送してください。</u> その際に、付箋紙等に不足書類の名称及び提出予定日を記入して同封してください。不足書類は提出予定日までに速やかに提出してください。
	⑦ 源泉徴収票はコピーでいいですか。	コピーを提出してください。原本とコピーのどちらでいいかは、P. 9「V. 提出書類」で確認してください。
	⑧ 高校生以上の就学者の「在学状況及び授業料免除状況証明書」は、各学校が発行する「在学証明書」でもいいですか。	各学校が発行する「在学証明書」では就学者の在学状況や通学状況等が確認できないため、証明書として受理できません。 <u>必ず本学所定の様式「在学状況及び授業料免除状況証明書」（様式7）を使用してください。</u>
	⑨ 弟が3月に高校を卒業し4月から大学に進学予定ですが、「在学状況及び授業料免除状況証明書」は、どちらの学校の分を提出すればいいですか。	4月1日現在の状況に関する証明が必要です。4月から新しい学校に進学予定の場合は、入学後に進学先の学校で証明してもらったものを、P. 18に記載している提出期限までに提出してください。 なお、免除申請書の「就学者」欄にも、進学後の学校情報を入力する必要がありますので注意してください。
	⑩ 親は会社員ですが、所得課税証明書と源泉徴収票の両方とも提出する必要がありますか。	どちらも提出してください。所得課税証明書で所得の種類（給与収入・営業所得・農業所得 等）やその他の所得（不動産所得・雑所得 等）を確認し、所得の種類に応じて、給与収入であれば源泉徴収票（写）で、営業・農業所得や不動産所得であれば確定申告書（写）や市（町）県民税申告書で収入額又は所得額を確認します。

	質問	回答
	⑪ 母は専業主婦で収入がありませんが、所得課税証明書が必要ですか。	収入が無いことを確認する必要があります。無職であっても不動産所得等がある場合がありますので、提出してください。
	⑫ 祖父母は年金受給者ですが、所得課税証明書が必要ですか。	提出が必要です。収入が年金のみの場合は所得課税証明書に加え「年金受給状況申告書」(様式14)を祖父母それぞれで1枚作成してください。複数の種類の年金を受給している場合は全ての年金を記入し、様式14に記載している証明書類を添付してください。
	⑬ 家族に無職の者がいますが、所得課税証明書が必要ですか。	提出が必要です。所得課税証明書に加え、18歳以上で無職・無収入の者がいる場合は「申立書」(様式8)を提出してください。
	⑭ 姉が3月に大学を卒業し4月から就職しますが、何を提出すればいいですか。	就職後も同一生計の場合は、所得課税証明書に加え、4月以降に「給与支給(見込)証明書」(様式5)を就職先で証明してもらい提出してください。 なお、 <u>一人暮らしをするなど別生計となる場合は、何も提出する必要はありません。免除申請書の「就学者を除く家族」欄にも入力しないでください。</u>
	⑮ 父(学資負担者)が3月に退職予定ですが、何を提出すればいいですか。	次の書類を提出してください。 <u>※全て提出</u> 1. 所得課税証明書 2. 「退職及び退職金支給証明書」(様式6) 3. 「就労に関する申立書」(様式8の2) <u>※該当するものを提出</u> 4. 失業手当を受給する場合：雇用保険受給資格者証(写) 5. 転職する場合：「給与支給(見込)証明書」(様式5) ※就職後の新しい職場で証明してもらってください。 6. 無職となり失業手当を受給しない場合：「申立書」(様式8) ※就職や起業など今後働かない事情などを記入してください。 7. 年金を受給する場合：「年金受給状況申告書」(様式14) ※証明書類を添付してください。
	⑯ 父(学資負担者)が1月に亡くなりました。どのような書類を提出すればいいですか。	次の書類を提出してください。 1. 死亡が確認できる書類(死亡届(写)、戸籍抄本(写)等) 2. 保険金を受給していれば金額及び支払日が分かるもの(保険金支払計算書(写)等) 3. 退職金を受給していれば金額及び支払日が分かるもの(「退職及び退職金支給証明書」(様式6)等) 4. 遺族年金を受給していれば金額が分かるもの(「年金受給状況申告書」(様式14)等) 5. 保険金、退職金、遺族年金のいずれも受給していない場合は、その旨を記入した「申立書」(様式8)
その他	⑰ 授業料の口座自動引き落としをしています。免除申請中の引き落としはどうなりますか。	免除の判定結果が決定するまでは授業料の口座自動引き落としは行われません。
	⑱ 学業成績の基準について教えてください。	このしおりのP. 4「Ⅱ. 選考方法」で確認してください。
	⑲ 両親からの仕送りは一切なく、アルバイトと奨学金で生活していますが、独立生計者になりますか。	両親からの仕送りがなければ独立生計者には該当しません。 3つの認定要件全てを満たす必要があります。認定要件についてはP. 14【独立生計者に関する証明書類】で確認してください。

		質問	回答
	②⑩	独立生計者として申請したいのですが、父母が運転免許証を所持していない場合はどのような書類を提出すればいいですか。	運転免許証（写）を所持していない場合は、健康保険証など氏名と住所が記載された公的書類（写）<u>（裏表両面）</u>を提出してください。 なお、<u>申請者本人の世帯全員が記載された住民票を提出する場合は、申請者本人の父母及び配偶者の父母に関する書類は提出不要です。</u> 申請者本人及び配偶者の父母が生別・死別により証明書類を提出できない場合は、「申立書」（様式8）に事情を記入し提出してください。

提出は不要です。

XII. 提出前セルフチェックリスト

※必要書類が揃っているか、以下のチェックリストで確認してください。

提出期限までに揃わない書類があるときは、P. 22「XI. 免除申請に係るFAQ ⑥」を参照してください。

※所得課税証明書などの公的書類は、マイナンバーの記載がないものを提出してください。

		本人	父	母	夫(妻)	兄	弟	姉	妹	祖父	祖母	他	memo
全 員 提 出	1.授業料免除申請書												
	2.授業料免除連絡票 (様式1)												
	3.アルバイト収入状況申立書 (様式2)												
	4.奨学金受給状況申告書 (様式3)												
	5.市区町村発行の最新の所得課税証明書(原本) 1人1枚												
給 与 ・ 所 得 関 係	令和()年分源泉徴収票(写) (貼付台紙) (様式4)												
	給与支給(見込)証明書 (様式5)												
	令和()年分確定申告書(写) (第一表、第二表、あれば第三表)												
	令和()年度 市(町)県民税申告書等(写)												
	年金受給状況申告書 (様式14)												
	最新の年金振込通知書(写)・年金改定通知書(写)・年金の源泉徴収票(写)												
	退職及び退職金支給証明書 (様式6)												
	・退職日が確認できる離職票・退職金源泉徴収票など(写)												
	雇用保険受給資格者証(第1面～第4面) (写)												
	退職証明書・傷病手当金通知書など(写)												
	育児休業手当・育児休業給付金受給資格者証(写)												
	児童手当等支払通知書(写)又は受給金額がわかるもの(写)												
	最新の児童扶養手当証書(写)など受給金額がわかるもの												
	生活保護受給申立書及び受給金額がわかるもの (様式15)												
	申立書(無収入などを申立書に記入) (様式8)												
特 別 控 除 関 係	就労に関する申立書 (様式8の2)												
	日本学術振興会特別研究員採用決定通知書(写)												
	母子・父子世帯申立書 (様式9)												
	在学状況及び授業料免除状況証明書 (様式7)												
	身体障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証など(写)												
	長期療養証明書 (様式11)												
	単身赴任証明書 (様式12)												
独 立 生 計 者	単身赴任等に係る支出状況申告書 (様式13)												
	学資負担者の死亡が確認できる書類(写)												
	独立生計者申立書 (様式10)												
	本人又は配偶者が筆頭健康保険者証(写)												
該 当 者	父母等との別居が確認できるもの												
	本人(配偶者も)の所得課税証明書、源泉徴収票(写)又は確定申告書(写)												
	奨学生の決定通知書(写) (新入生を除く。)												